

大東清掃センターごみ焼却施設 維持管理記録

令和7年度

【廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一項第一号イに係る項目】

[illegible]

【廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一項第一号ロに係る項目】

[illegible]

【廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一項第一号ハに係る項目】

炉	項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	冷却設備に堆積したばいじんの除去日												
	排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去日					4～6							
2号炉	冷却設備に堆積したばいじんの除去日												
	排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去日					26～28							

※協定基準値とは大東清掃センターの操業に伴う公害防止に関して周辺自治会と締結した基準値。

【廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一項第一号ニに係る項目】

[illegible]